新型コロナウイルス感染症の影響に伴うガス料金の特別措置について (簡易ガス供給地区)

山口合同ガスは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、資源エネルギー庁から「新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、お客さまから当社に申し出があった場合には、ガス料金の特別措置(お支払い期限の延長)を実施いたします。

特別措置による供給条件については、以下の通りです。

1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、一時的なガス料金のお支払いの延長を当社にお申し出いただいたお客さま

2. 特別措置の内容

お申し出いただいたお客さまの2020年2月検針分(支払期限日*1が2020年3月25日以降となるもの)、3月検針分及び4月検針分の各ガス料金について、それぞれの早収期間*2経過後も早収料金を適用いたします。

また、2020年2月検針分(支払期限日が2020年3月25日以降となるもの)、 3月検針分及び4月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1か月間延長いたします。

- ※1 支払期限日 検針日の翌日から50日目をいいます。
- ※2 早収期間 検針日の翌日から20日以内(早収料金適用期間)。ガス料金のお支払いが、早収料金適用期間後 に行なわれる場合は、遅収料金(早収料金を3%割り増しした料金)を適用いたします。

3. お客さまからのお申し出開始日(適用開始日)

3月25日(水) 8時30分から受付いたします。

4. お問い合わせ先

宇部支店の料金担当までお願いいたします。

宇部支店(0836)31-0141 受付時間: 8時30分から17時15分